

平成30年3月8日

平成30年第1回神奈川県議会定例会

東京オリンピック・パラリンピック・  
ラグビーワールドカップ特別委員会  
要求資料

ス ポ ー ツ 局



## 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の 役割（経費）分担に関する基本的な方向について

東京都、組織委員会、国、競技会場が所在する自治体（以下「関係自治体」という。）の四者は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の役割分担及び経費分担に関し、基本的な方向について、以下のとおり定めることとする。

東京都、組織委員会、国、関係自治体の四者は、大会準備の円滑な実施のため、組織委員会が平成 29 年末を目指して作成する V 2 予算及び大会実施に向けて、更に経費の縮減・効率化を図りながら、必要な財源の確保に努めるとともに、以下の基本的な方向に基づき、役割分担及び経費分担の具体化を図っていくものとする。なお、関係自治体の業務内容については、立候補ファイル及び大会開催基本計画に示された役割を基本として、今後、精査していく。

また、大会の成功に向けて、情報の共有と公開に努め、相互に緊密な連携を図っていく。

### I 役割（経費）分担

#### 1 東京都

- 大会の開催都市としての責任を果たす。
  - ・ 大会経費のうち、会場関係については、都及び都外自治体所有施設における仮設等、エネルギー及びテクノロジーのインフラ並びに賃借料等に係る経費を負担する。
  - ・ 大会経費のうち、大会関係については、大会時の都市活動や都民生活に与える影響を最小化するよう、都内会場周辺に關わる輸送及びセキュリティ対策に係る経費を負担する。
  - ・ 大会経費のうち、パラリンピック経費（※）については、その四分の二相当額を負担する。

（※）当該パラリンピック経費の対象範囲については、今後、整理・精査を行う。

- ・ 必要な新規恒久施設の整備や都が所有する既存施設の改修を進める。

## 2 組織委員会

### ○ 大会運営の主体としての役割を担う。

- ・ 大会経費のうち、会場関係については、オーバーレイ並びに民間及び国（J S Cを含む。）所有施設における仮設等、エネルギー及びテクノロジーのインフラ並びに賃借料等に係る経費を負担する。  
なお、経費分担に関わらず、オーバーレイ、仮設等、エネルギー及びテクノロジーのインフラの整備を実施する役割を担う。
- ・ 大会経費のうち、大会関係については、輸送、セキュリティ及びオペレーション等に係る必要な経費を負担し、業務全般の役割を担う。
- ・ できる限りの增收努力を行い、所要の収入確保を目指す。
- ・ 経費の縮減・効率化を図りながら、経費全体の精査・把握に努める。

## 3 国

### ○ 大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、基本方針(平成27年11月閣議決定)等に基づき、関連施策を実施する。

- ・ 大会経費のうち、パラリンピック経費（※）については、その四分の一相当額を負担する。また、新国立競技場については、既定の方針に基づき、整備を進める。
- ・ 大会経費以外に、国として担うべきセキュリティ対策、ドーピング対策などについて、上記の基本方針等に基づき着実に実施する。
- ・ その他、オールジャパンでの取組を推進するために必要な協力・支援を行う。

## 4 関係自治体

### ○ 大会開催に向け、円滑な準備及び運営に協力する。

- ・ 大会時の都市活動や市民生活に与える影響を最小化するよう、輸送、セキュリティ対策など、大会が開催される自治体として担う業務を実施する。
- ・ 関係自治体が所有する会場施設の必要な恒久的改修を進めるとともに、大会後も地域や住民に使用される設備等は、施設改修の一環として整備する。

## II 大会準備における進行管理の強化

### 1 業務内容の精査、進行管理の徹底

東京都、組織委員会、国、関係自治体の四者は、今後、大会の準備及び運営に関する具体的な業務について、会場の状況等に即して内容を精査の上、実施に当たっては進行管理に万全を期していく。

### 2 コスト管理・執行統制の強化、区分経理の実施

公費等が投入され、共同で実施する事業については、組織委員会、東京都、国、関係自治体により、共同実施事業管理委員会（仮称）を設置し、コスト管理と執行統制の強化を図る。その上で、これらの事業を一元的に執行するため、組織委員会に特別勘定を設置し、区分経理を行う。



事務連絡  
平成 29 年 12 月 28 日

オリンピック等漁業者対策協議会の皆様

神奈川県スポーツ局セーリング課長

セーリング競技のテストイベントに係る報道について

師走の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。皆様におかれでは、日ごろからたいへんお世話になっております。

さて、先般、特定の通信社から当課に取材があり、その内容から推測すると、「オリンピック・セーリング競技大会等における漁業補償」に関する記事が、近日中に掲載される可能性があります。

しかし、皆様もご案内のとおり、大会やワールドカップに係る諸課題は、皆様のご意見を伺いながら調整を続けているところであり、現段階で決まったことはありません。皆様から様々な建設的なご意見をいただいている中にあって、このような興味本位の報道がなされるならば、大変遺憾なことと言わざるを得ません。

このような報道を許すのも、私共の力不足が一因であると認識しており、皆様に諸々ご心配をおかけいたしますことを、心からお詫び申し上げます。

今後とも県としては、組織委員会等と連携を図りながら、皆様と情報交換、意見交換を進めていく所存ですので、どうぞ御理解御協力頂きますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、県漁業協同組合連合会にもお伝えしておりますことを申し添えます。

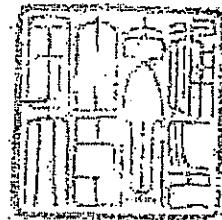
問合せ先  
セーリング課 三枝  
電話 045-285-0788



国海查第320号  
平成28年9月27日

公益財団法人日本セーリング連盟  
会長 河野 博文 殿

国土交通大臣  
石井 啓



船舶安全法施行規則第二条第二項第七号の船舶を定める告示に基づく競技会の実施規程の認定について

標記について、平成28年9月20日付28日セー第97号をもって願い出のありました下記の競技会の実施規程については、適切な安全対策が定められていると認めましたので、通知します。

なお、船舶の安全に重大な問題があると認める場合又は下記2に掲げる事項が遵守されていない場合は、当該認定を取り消します。

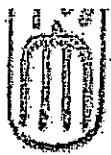
記

1. 認めた実施規程

第32回オリンピック競技大会（2020/東京）及びその事前練習、大会等に参加する海外チームのサポートボートに適用されるJSAF SUPPORT TEAM BOAT REGULATIONS

2. 遵守事項

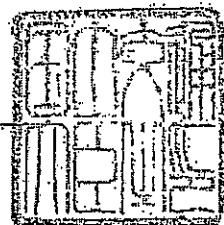
- ・認めた実施規程に従って、競技会を適切に運営すること
- ・実施規程の内容を変更する場合は、事前に国土交通大臣に願い出て、審査を受けること
- ・国土交通省から調査、報告、資料の提出等の要求があった場合は、速やかにその要求に従うこと



国海查第323号  
平成28年9月27日

公益財団法人日本セーリング連盟  
会長 河野 博文 殿

国土交通大臣  
石井 啓



小型船舶登録規則第二条第六号の船舶を定める告示に基づく競技会の  
実施規程の認定について

標記について、平成28年9月20日付け28日セー第95号をもって願い出のありました下記の競技会の実施規程については、適切な管理のための措置が定められていると認めましたので、通知します。

なお、船舶の管理に重大な問題があると認める場合又は下記2に掲げる事項が遵守されていない場合は、当該認定を取り消します。

記

1. 認めた実施規程

第32回オリンピック競技大会（2020/東京）及びその事前練習、大会等に参加する海外チームのサポートボートに適用されるJSAF SUPPORT TEAM BOAT REGULATIONS

2. 遵守事項

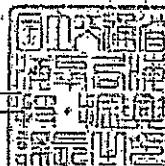
- ・認めた実施規程に従って、競技会を適切に運営すること
- ・実施規程の内容を変更する場合は、事前に国土交通大臣に願い出て、審査を受けること
- ・国土交通省から調査、報告、資料の提出等の要求があった場合は、速やかにその要求に従うこと



国海技第231号  
平成28年9月23日

公益財団法人日本セーリング連盟  
会長 河野 博文 殿

国土交通省海事局  
海技・振興課長 橋本 亮



船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第四号の告示で定める  
船舶を定めた告示で定める実施規程の認定について

28日セー第99号（平成28年9月20日付）で申請のあった「JSAF SUPPORT TEAM BOAT REGULATIONS」について、小型船舶を操縦する者の範囲及び小型船舶が航行する水域を限定する等の適切な安全対策が定められていることが確認され、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第四号の告示で定める船舶を定めた告示で定める実施規程として認定したので通知する。

なお、当該実施規程の内容を変更する場合は、事前にその旨を国土交通省海事局海技・振興課に申し出ること。





○農林水産省告示第十八百四号  
森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第二十一条第一項の規定により、次のように保育林の指定を解除する。  
平成二十一年四月一日

農林水産大臣 山本 有二  
解除に係る保安林の所在場所 島根県邑智郡  
邑南町阿須那二八九三の三一  
二 保安林として指定された目的 水源の涵養  
三 解除の理由 道路用地とするため  
○農林水産省告示第千八百五号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第  
二十六条第一項の規定により、次のように保安林  
の指定を解除する。  
平成二十八年九月二十日

農林水産大臣 山本 有二  
解説に係る保安林の所在場所 鹿児島県日置市（国有林、次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的、水源の涵養  
三　解除の理由　道路用地とするため  
〔次の図〕は、省略し、その図面を鹿児島県庄  
及び日置市役所に備え置いて從事者共用する。」

○農林水産省告示第千八百六号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林

の指定を解除する。  
平成二十八年九月二十日

第三回  
警視林：「国有林次の圖に示す部分に限る」  
二 保安林として指定された目的 水源の涵養  
三 解除の理由：「野生動物による被害」  
（註）この辺りは、以前は「野猪」による被害が多かったらしい。

三 無限の理日 再生可能エネルギー発電設備用  
地とするため

及び肝付町役場に備え置いて縦覽に供する。) ○農林水産省告示第十八百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の二の規定により、次のように保安林の

指定施業要件を変更する。  
平成二十八年九月二平日

指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所  
長崎県臺仙市端橋町西郷一丁字奥山一九一三三号  
三(次の図に示す部分に限る)、一九(三)(二)

國土交通大臣 石井 啓二

公園事業の名称及び種類  
網張温泉線道路（車道）

○環境省告示第九十一号  
自然公園法(昭和三十二年法律第八四)  
に関する公園事業を決定したので、同  
事業決定書及びこれらの公園事業の  
平成二十八年九月二十日  
一 十和田八幡平国立公園

長野県	調査を行ふ者の名稱
時又、満壽	調査地域(別 第二十七條第 した五万石)

る練習を含む。以下同じ。」の表記に該當する場合は、  
あつて船舶に救命設備を備え付ける等  
○国土交通省告示第十八号  
　國土調査法（昭和二十六年法律第百四十一  
　分類基本調査を、平成二十八年九月一  
　により告示する。

船舶安全法施行規則第二条第三項  
船舶を定める告示

船舶安全法施行規則(昭和三十八年四十一号)第二条第一項第七号の規定  
船舶安全法施行規則第一条第二項第七号  
定める告示を次のように定める。

路線、区域及び位置  
起点→右手奥石手郡琴石町（長山・国立公園境界）  
終点→右手奥石手郡琴石町（網張集団施設地区）  
起点→右手県八幡平市（焼走り・国立公園境界）  
終点→岩手県八幡平市（焼走り・国立公園境界）

(一) 第九条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園法第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。  
監査を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

調査期間	指定の日から平成 二十九年三月三十 一日まで	国士交通大臣 右井啓一
地形図のうち左記箇内の地域 に該する区域に限る)	新潟県の区域に限る)	法(昭和二十一年法律第二百八十六号) の規定による国土交通大臣の刊行

規程で  
告示な  
この告示は、公布の日から施行する。

の告示  
七市の  
盟競技  
行われ  
める競技会（当該競技会のために行わる練習を含む。以下同じ）の実施に関する規程であつて船舶ごとに管理責任者を選任する等の適切な管理のための措置が定められてゐると國土交通大臣が認めるものに基づき実施される競技会において当該規程に従つて使用される船舶とする。

NAVIGATION AREA

【出典：公益財團法人日本セーリング連盟ホームページ】

